

## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度 終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項） このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}} \times 100$$

※上記のマージン率には、次の費用などが含まれています

- ・ 社会保険料等  
（健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料等の事業主負担分）
- ・ 会社運営経費  
（営業、管理、採用活動等、事業運営にあたる労働者の人件費及び事務所費・通信等、社員寮の維持管理費、健康診断費用、教育費、派遣労働者が取得する有給休暇、慶弔休暇に充当した費用、その他諸経費）

### 北海道支社（令和 6 年度実績）

派遣労働者の数	6 名
派遣先数	3 社
派遣料金平均額	41,250 円/ 8 時間
賃金の平均額	23,749 円/8 時間
マージン率	42.4%

教育訓練の内容 個人情報保護に関する教育  
安全衛生教育  
技術維持向上の教育

キャリア・コンサルティング相談窓口 011 - 280 - 0120

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定(労働派遣法 30 条の 4 第 1 項)締結の有無  
締結有

協定対象者の範囲：派遣先において、建築・土木・測量技術者、行政事務員及び  
発注者支援業務従事者の業務に従事する従業員

協定書の有効期間の終期 2026 年 3 月 31 日

その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項 福利厚生：社会保険・雇用保険加入有り

## ■ 東北支社 (令和6年度実績)

派遣労働者の数	15名
派遣先数	5社
派遣料金平均額	41,443円/8時間
賃金の平均額	22,402円/8時間
マージン率	46.0%

教育訓練の内容 個人情報保護に関する教育  
安全衛生教育  
技術維持向上の教育

キャリア・コンサルティング相談窓口 022-217-7445

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定(労働派遣法30条の4第1項)締結の有無  
締結有

協定対象者の範囲：派遣先において、建築・土木・測量技術者、行政事務員及び  
発注者支援業務従事者の業務に従事する従業員

協定書の有効期間の終期 2026年3月31日

その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項 福利厚生：社会保険・雇用保険加入有り

## ■ 関東支社 (令和6年度実績)

派遣労働者の数	19名
派遣先数	8社
派遣料金平均額	41,768円/8時間
賃金の平均額	26,236円/8時間
マージン率	37.2%

教育訓練の内容 個人情報保護に関する教育  
安全衛生教育  
技術維持向上の教育

キャリア・コンサルティング相談窓口 03-3526-2100

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定(労働派遣法30条の4第1項)締結の有無  
締結有

協定対象者の範囲：派遣先において、建築・土木・測量技術者、行政事務員及び  
発注者支援業務従事者の業務に従事する従業員

協定書の有効期間の終期 2026年3月31日

その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項 福利厚生：社会保険・雇用保険加入有り

#### ■ 北陸支社 (令和6年度実績)

派遣労働者の数	11名
派遣先数	5社
派遣料金平均額	39,873円/8時間
賃金の平均額	23,503円/8時間
マージン率	41.1%

教育訓練の内容 個人情報保護に関する教育  
安全衛生教育  
技術維持向上の教育

キャリア・コンサルティング相談窓口 025 - 250 - 5406

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定(労働派遣法30条の4第1項)締結の有無

締結有

協定対象者の範囲：派遣先において、建築・土木・測量技術者、行政事務員及び  
発注者支援業務従事者の業務に従事する従業員

協定書の有効期間の終期 2026年3月31日

その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項 福利厚生：社会保険・雇用保険加入有り

#### ■ 関西支社 (令和6年度実績)

派遣労働者の数	36名
派遣先数	18社
派遣料金平均額	43,401円/8時間
賃金の平均額	27,909円/8時間
マージン率	35.7%

教育訓練の内容 個人情報保護に関する教育  
安全衛生教育  
技術維持向上の教育

キャリア・コンサルティング相談窓口 06 - 6942 - 7905

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定(労働派遣法30条の4第1項)締結の有無

締結有

協定対象者の範囲：派遣先において、建築・土木・測量技術者、行政事務員及び

発注者支援業務従事者の業務に従事する従業員

協定書の有効期間の終期 2026年3月31日

その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項 福利厚生：社会保険・雇用保険加入有り

■九州支社 (令和6年度実績)

派遣労働者の数	55名
派遣先数	14社
派遣料金平均額	42,642円/8時間
賃金の平均額	24,440円/8時間
マージン率	42.7%

教育訓練の内容 個人情報保護に関する教育  
安全衛生教育  
技術維持向上の教育

キャリア・コンサルティング相談窓口 092-433-8220

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定(労働派遣法30条の4第1項)締結の有無

締結有

協定対象者の範囲：派遣先において、建築・土木・測量技術者、行政事務員及び  
発注者支援業務従事者の業務に従事する従業員

協定書の有効期間の終期 2026年3月31日

その他労働者派遣事業の業務に関する参考事項 福利厚生：社会保険・雇用保険加入有り